

# 令和3年度 公益財団法人だいしん緑化文化振興財団

## 芸術活動事業（絵画展・書道展）助成募集のお知らせ

**申請期間** 令和3年3月19日（金）から令和3年4月9日（金）まで

（郵送の場合は、当日消印有効）

公益財団法人だいしん緑化文化振興財団では、芸術文化の振興発展に寄与することを目的として、大垣西濃信用金庫が本店又は支店を置く市町村に活動拠点を置く団体等が行う、小・中学生を対象とした「絵画展・書道展」に対して助成を行っています。

助成を希望される場合は、説明をよくお読みの上、申請してください。

### 助成対象事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### — 目次 —

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 助成対象となる事業            | 1 |
| 2. 助成対象となる団体            | 1 |
| 3. 助成対象外となる事業           | 1 |
| 4. 助成対象であることの明記について     | 1 |
| 5. 申請に必要な書類について         | 2 |
| 6. 助成額の決定について           | 2 |
| 7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について | 2 |
| 8. 実績報告書の提出について         | 2 |
| 9. 助成金手続きの流れ            | 3 |

#### お問い合わせ先

〒503-0828 岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地

公益財団法人 だいしん緑化文化振興財団

TEL 0584-75-6147 FAX 0584-75-6146

URL <https://www.ogakiseino-shinkin.co.jp>

## 1. 助成対象となる事業

芸術活動助成事業については、大垣西濃信用金庫が本店又は支店を置く市町村で行うもので、小・中学生を対象とした、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、小・中学生に限定していなくてもよいものとする。

- ①絵画展
- ②書道展

## 2. 助成対象となる団体

本助成制度における必要条件です。

- (1) 組織的かつ継続的に文化活動を行っていること。
- (2) 大垣西濃信用金庫が本店又は支店を置く市町村に活動拠点を置いていること。  
法人にあっては、主たる事務所が大垣西濃信用金庫の本店又は支店を置く市町村に存在し、任意団体にあっては、構成員が主として大垣西濃信用金庫の本店又は支店を置く市町村に在住していること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかで、会計経理が明確なこと。
- (4) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと。  
例：高校の生徒、大学・専門学校の学生、特定の会社の社員等のみで組織された団体は不可
- (5) 実行委員会方式で行う場合については、当該実行委員会の母体となる主な団体について上記の要件を満たす団体であること。

## 3. 助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業に対しては助成できません。

- (1) 専ら営利を目的とする場合
- (2) 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする場合
- (3) 企業、職域団体等の団体内の活動である場合
- (4) 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠く場合
- (5) 地方公共団体及び地方公共団体が出資する財団法人等が実施する又は主催となる事業の場合

## 4. 助成事業であることの明記について

本助成事業に申請する事業には、チラシ・プログラム等に当財団の助成事業であることを明記してください。

## 5. 申請に必要な書類について

下記の書類を申請期間内に提出してください。

**提出書類** ※記入例を参考にしてください。

- ①芸術活動事業助成金交付申請書（様式1）
- ②団体調査票（様式2。事業内容、事務会計の担当者の連絡先は必ず記載してください。）
- ③芸術活動事業計画書（様式3）
- ④規約・定款 過去に交付実績のある団体でも、必ず提出してください。既存のもので結構です。  
※その他参考となる資料がありましたら、添付してください。（前回のチラシなど）  
※申請書に記載された氏名・住所・電話番号は、本助成金の審査、交付等に係る通知などに使用するほか、当財団が主催する事業をお知らせすることがあります。

## 6. 助成額の決定について

申請書類提出後、選考会にて選考し、選考結果を通知します。該当事業費を助成限度額とし、予算の範囲内で助成額を決定します。

## 7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

助成の申請をした事業の内容（実施日、会場、事業内容、事業名等）に変更が生じた場合は、「芸術活動事業変更承認申請書」（様式4）の提出が必要です。

助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、「芸術活動事業中止（廃止・助成辞退）承認申請書」（様式5）の提出が必要となります。

## 8. 実績報告書の提出について

事業終了後1か月以内に事業の実績を報告してください。必要な提出書類は次のとおりです。

- ①芸術活動事業実績報告書（様式6）
- ②チラシ・プログラム・新聞記事等

※チラシ、プログラム等は、助成事業であることが明記されていることを確認できるものとします。

## 9. 助成金手続きの流れ

| 申請団体   |  | だいしん緑化文化振興財団  |
|--|--|---|
| <p>①芸術活動事業助成金交付申請書（様式1）提出</p> <p>■事業内容に変更があった場合<br/>芸術活動事業変更承認申請書（様式4）提出<br/>※事業内容に変更があった場合は、必ず提出してください。</p> <p>■事業を中止した場合<br/>芸術活動事業中止（廃止・助成辞退）承認申請書（様式5）提出<br/>※事業を取りやめる場合は必ず提出してください。</p> <p>④実績報告書（様式6）提出<br/>（事業終了後1か月以内）</p> | <p>→</p> <p>←</p> <p>→</p> <p>←</p> <p>→</p> <p>←</p> <p>→</p> | <p>②交付決定の通知</p> <p>・変更承認の通知<br/>・交付額変更の通知</p> <p>③助成金の支払い</p> |